

情報 FUKUOKA 第91号



トライ



九州旅客鉄道労働組合
福岡地方本部

発行責任者 岩永康志
編集責任者 宮路 享

北九州市小倉北区室町3-137-1
NTT (093) 583-3385
JR (091) 4307~4308

安全確立にむけた取り組みを強化

他産業の取り組みを視察

JR連合
福岡県協

JR連合福岡県協議会(福岡県協)は5月29日、北九州市で「第1回安全交流会」を開き、他産業の安全への取り組みを学ぶとともに「すべてのJR関係労働者の死亡事故・重大労災ゼロ」を目指した取り組みを強化していくことを再確認しました。また、各職場の安全衛生委員との意見交換会も行われ、職場における安全管理体制の確立にむけ、具体的な活動を展開していくこととしました。

JR連合では「すべてのJR関係労働者の死亡事故・重大労災ゼロ」を目指す運動を方針としており、福岡県協では具体的な取り組みを展開するため、他産業の安全対策の事例を学びながら、安全に対する取り組みを強化していく目的で、今回初めて「安全交流会」を開きました。

安全交流会終了後は、各職場の安全衛生委員が集まり、

安全交流会には、JR九州労組、JR西労組、貨物鉄道労組、JR九州バス労組、小倉ターミナルビル労組から24名(JR九州労組13名)が参加。審議事項について学んだ後、グループ毎に分かれて各職場の安全衛生委員会の現状や取り組み、今後の課題など、安全衛生委員会の在り方について討議を行いました。



JR九州労組では「安全衛生管理体制に空白職場をつくらせない」ことを重要な視点として運動を展開しており、安全衛生委員の意見を取り入れながら、安全対策の原点でもある職場における具体的な活動を強化するとともに、安全の確立と分会の活性化に努めていくこととしています。

新入社員全員がJR九州労組へ加入

JR九州労組では、組織強化・拡大を運動の大きな柱に据え、今年度もJR九州労組へ結集させることを最重要目標に掲げ、全力を挙げて行動を展開しています。

そのようななか、今年度入社の新入社員全員(福岡地本管内配属156名)が、私

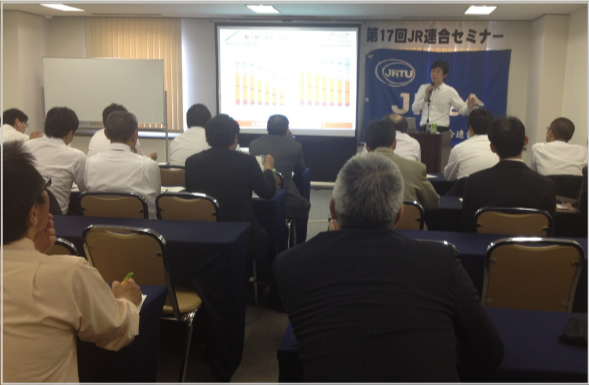
JR九州において、唯一組合員の雇用と生活を守れる

更なる組織拡大に全力で取り組もう



のは私たちJR九州労組だけの達成にむけ、組織の総力を挙げて、更なる組織拡大に取り組んでいきたいと思います。

第17回JR連合セミナー 政策、政治活動の重要性学ぶ



JR連合は5月8日(9日、東京都内で「第17回JR連合セミナー」を開き、各単組から36名、JR九州労組からは4名(福岡地本より1名)が参加、各単組とも平成採用の若い役員を中心とした参加者が多く見受けられ、世代交代を印象付けるセミナーとなりました。(=写真)

初日のセミナーでは、JR連合の坪井会長より、JR連合の運動や今後の課題、JR労働界における現状など講演をいただき、「JR労働界の一元化にむけ、グループ労組82単組が一体となって取り組んでいく」と所信を述べられました。また、前田教育広報部長より、JR連合が進める政策活動の取り組みとして、JR三島・貨物会社の経営安定化をはじめとする中長期プロジェクトの概要など、JR連合の抱える政策課題などを学んだ後、国会議事堂と衆議院議員会館を見学し、JR連合国會議員懇談会事務局長の三日月大造衆議院議員と意見を交わしました。

2日目は、中原政治部長が、労働組合と政治活動として講義し「労働組合と政治活動は、私たちの労働条件向上のためには必要であり、政治に無関心でも無関係であることはできない」と、政治活動の重要性を訴えました。その後、栃窪組織部長より、JR労働界の現状について説明がなされた後、グループごとに、セミナーで学んだ政策活動や政治活動を交わしながら、全国のJR連合の仲間との絆と連帯を深め合いました。

福岡地区退職者連絡会は、5月6日と18日、会員の拡大と更なる親睦を図ることを目的に、佐賀県神埼市と北九州市門司区で行われたJR九州ウォーキングに参加、新緑の美しい自然豊かな肥前路のコース約14キロと、レトロ感溢れるコース約9キロの道のりをゆっくりと楽しみました。

当日は晴天に恵まれ、絶好のウォーキング日和のなか、元気にスタート。長距離のコースは体力的にも心配されましたが、全員が無事にゴール。まだまだ若い人には負けられないと頼もしい声も聞かれました。

終了後の懇親会でも、疲れを感じさせない元気な姿が見られ、参加者相互間の融和を図りました(=写真)

退職者連絡会では、今後もレクリエーションを企画しながら、会員同士の更なる親睦と、会員拡大にむけた取り組みを強化していくこととしています。

まだまだ若い人には負けんばい！ 退職者連絡会がウォーキング



／＼サイド

安倍首相が意欲を示す憲法改正、とりわけ憲法改正の発議要件である憲法96条を改正しようとする動きが本格化してきた。

▼憲法96条は憲法改正を国会議員の3分の2以上の賛成と、国民投票で過半数の賛成を得ることを必要とするものを定めたもので、今回、これを衆参両議員の2分の1以上の賛成があれば発議できるようなしようにしているものである。▼最高法規である憲法の改正に、通常の立法よりも厳格な発議要件が課されるのは当然であり、時の政権や政治状況によつて揺れ動くものであつてはならない。また、改正の具体的な目的も示さず、手続きだけを先行させるやり方は、国民を欺いているとしか思えない。▼国民の支持の厚い、憲法9条を焦点とせず、表面的な手続きの問題と見せかけて、改憲を実現してしまうのが狙いであり、このような姑息な手段に、決して騙されることのないよう、夏の参院選では、きっぱりと安倍政権にNOを突き付けよう。